平成２１年（フ）第２０１４号
福岡市西区野方５丁目22番18号
債務者　皆川　泰男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　英友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５７号
愛知県一宮市萩原町花井方字西天神８番地１
債務者　網干パウロこと　ＡＢＯＳＨＩ　ＰＡＵＬＯ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５８号
愛知県一宮市萩原町花井方字西天神８番地１
債務者　網干雄二こと　ＡＢＯＳＨＩ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ　ＹＵＧＩ　ＭＵＲＡＴＡ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３７３号
愛知県一宮市小信中島字西鵜飼分３番地　サンシャインＣＤ　Ｃ棟101号
債務者　川村　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３９８号
愛知県犬山市字裏之門230番地１　エリートメゾン永津103
債務者　鈴木　真理
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５７号
秋田県横手市平鹿町浅舞字蛭野312番地
債務者　眞田　京一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５９号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字大門41番地　町営杉宮住宅５－４
債務者　藤田　一歩
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第８５６号
東京都昭島市中神町２丁目34番34号シルクコーポ203、住民票上の住所東京都昭島市中神町２丁目35番36号
債務者　遠藤　　健
1　主文　当裁判所が平成21年８月11日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「東京都昭島市中神町１丁目２番４号メゾンシスイ102号」とあるのを「東京都昭島市中神町２丁目34番34号シルクコーポ203」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月25日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７２号
茨城県土浦市港町１丁目７番６号
破産者　市村産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７号
千葉県茂原市三ケ谷1814番地５
破産者　有限会社ライフサポートちば
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
千葉県茂原市緑町25番地１
破産者　牧野　　正
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第３６５３号
広島県福山市三之丸町10番18号山陽第一ビル３Ｆ
破産者　株式会社ジェイワンプランニング
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６５４号
広島県福山市紅葉町２－５－304
破産者　宮本　純一
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３１２号
埼玉県草加市栄町３丁目４番３号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県草加市栄町３丁目４番11号
破産者　株式会社日本教育ネットワーク
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３１３号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ75―201
破産者　浅間　政彦
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３１４号
埼玉県春日部市西金野井405―73
破産者　下安　賢治
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６７２号
東京都新宿区北新宿３丁目19番地２号
破産者　コンシェルジェ・ボヤージ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部